

公害紛争処理法等の改正

令和2年6月

総務省公害等調整委員会事務局総務課

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第10次地方分権一括法)(総務省関連分:公害紛争処理法の一部改正)

現行制度の概要及び経緯

- 公害紛争処理法に基づき、公害に係る紛争について、あっせん、調停、仲裁を行うための地方の機関として、都道府県は、条例の定めるところにより、都道府県公害審査会を置くことができることとされている(公害審査会の委員の任期は3年)。

また、公害審査会を置かない都道府県においては、同法により、知事は、毎年、公害審査委員候補者を委嘱し、公害審査委員候補者名簿を作成しておかなければならないとされている。

- 令和元年の地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体から、委嘱手続の事務負担の軽減のため、公害審査委員候補者の委嘱期間を1年より長い期間とすることについて提案があった。



改正内容

- 地方公共団体からの地方分権提案及び公害審査会委員の任期が3年であることを踏まえ、公害審査会を置かない都道府県においては、
①「毎年」又は②「1年を超え3年以下の期間で条例で定める期間ごとに、」
公害審査委員候補者を委嘱し、公害審査委員候補者名簿を作成できるようにするため、第10次地方分権一括法により公害紛争処理法を改正。

- 上記改正により、
公害審査会を置かない都道府県においては、地域の実情に応じた柔軟な委嘱期間の設定が可能となり、委嘱手続の事務負担の軽減に資する。

- 施行日：令和2年6月10日

<第10次地方分権一括法について>

「提案募集方式(地方の発意に根差した取組を推進するため、平成26年度から導入)」に基づく地方からの提案について、「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和元年12月23日閣議決定)を踏まえ、都道府県から指定都市への事務・権限の移譲や地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等の関係法律の整備を行った。

公害紛争処理法及び同法施行規則の新旧対照表

(下線は改正部分)

改正前

○公害紛争処理法 抄

(公害審査委員候補者)

第18条 審査会を置かない都道府県においては都道府県知事は、毎年、公害審査委員候補者9人以上15人以内を委嘱し、公害審査委員候補者名簿（以下「候補者名簿」という。）を作成しておかなければならない。

改正後

○公害紛争処理法 抄

(公害審査委員候補者)

第18条 審査会を置かない都道府県においては、毎年又は1年を超え3年以下の期間で条例で定める期間ごとに、都道府県知事は、公害審査委員候補者9人以上15人以内を委嘱し、公害審査委員候補者名簿（以下「候補者名簿」という。）を作成しておかなければならない。

改正前

○公害紛争処理法施行規則 抄

(委員等の名簿)

第1条 [略]

2 前項の名簿には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 氏名
- 二 経歴及び弁護士となる資格を有する者にあつては、その旨
- 三 任命又は委嘱の年月日及び任期満了の日

[新設]

改正後

○公害紛争処理法施行規則 抄

(委員等の名簿)

第1条 [略]

2 前項の名簿には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 氏名
- 二 経歴及び弁護士となる資格を有する者にあつては、その旨
- 三 任命又は委嘱の年月日
- 四 任期満了の日又は委嘱期間の満了の日

公害紛争処理法等の改正に伴い留意すべき事項

- 1 都道府県公害審査会（以下「公害審査会」という。）を置いている都道府県においては、従前のおりであること。

- 2 公害審査会を置かない都道府県においては、次のとおりであること。
 - (1) 毎年、公害審査委員候補者（以下「候補者」という。）を委嘱する場合には、条例の制定は不要であり、新たに候補者を委嘱（再委嘱を含む。）したときは、新しい名簿（委嘱期間の満了の日等を記載した名簿）を作成しておかなければならないこと（それまでは、現在の名簿でもよいこと。）。

 - (2) 1年を超え3年以下の期間ごとに、候補者を委嘱する場合には、条例の制定が必要であり、条例で期間を定めたときは、新しい名簿（委嘱期間の満了の日等を記載した名簿）を作成しておかなければならないこと。

名簿様式の変更に係る経過措置

○公害紛争処理法施行規則の一部を改正する省令（令和2年6月10日総務省令第59号）抄

附 則

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現に公害紛争処理法第18条第1項の公害審査委員候補者名簿を備えている都道府県においては、この省令の施行の日以降に同項の規定に基づき条例で期間を定めた場合を除き、新たに公害審査委員候補者を委嘱し当該名簿を作成するまでの間は、公害審査委員候補者名簿の作成について、この省令による改正後の公害紛争処理法施行規則第1条第2項第4号の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

ポイント

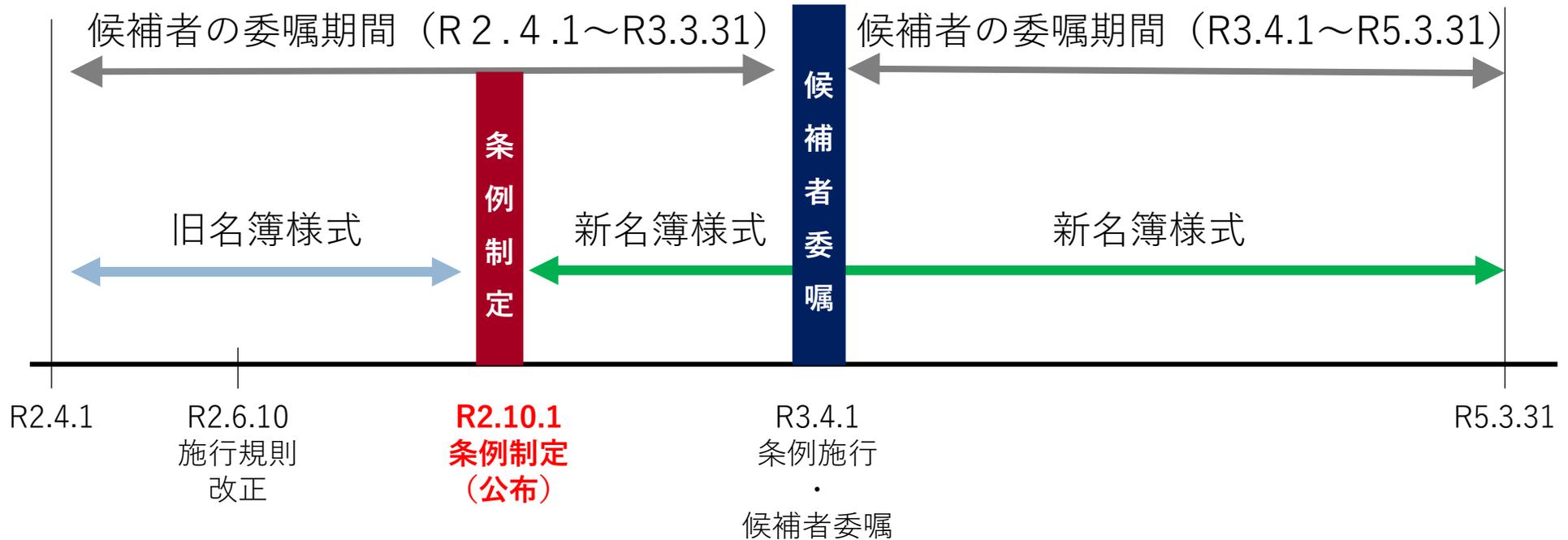
新名簿様式への変更のタイミング（名簿方式の県）

次のいずれかに該当したとき（早い方）に、新名簿様式に変更しなければならない。

- ① 委嘱に関する期間について条例を制定（公布）したとき。
- ② 新たに候補者を委嘱（いわゆる「再委嘱」を含む。）したとき。

具体例 ①(候補者の交代前に条例を制定したとき)

- 令和2年4月1日に候補者を委嘱し、令和2年10月1日に候補者の委嘱期間を2年間とする条例を制定(公布)し、令和3年4月1日に施行した場合

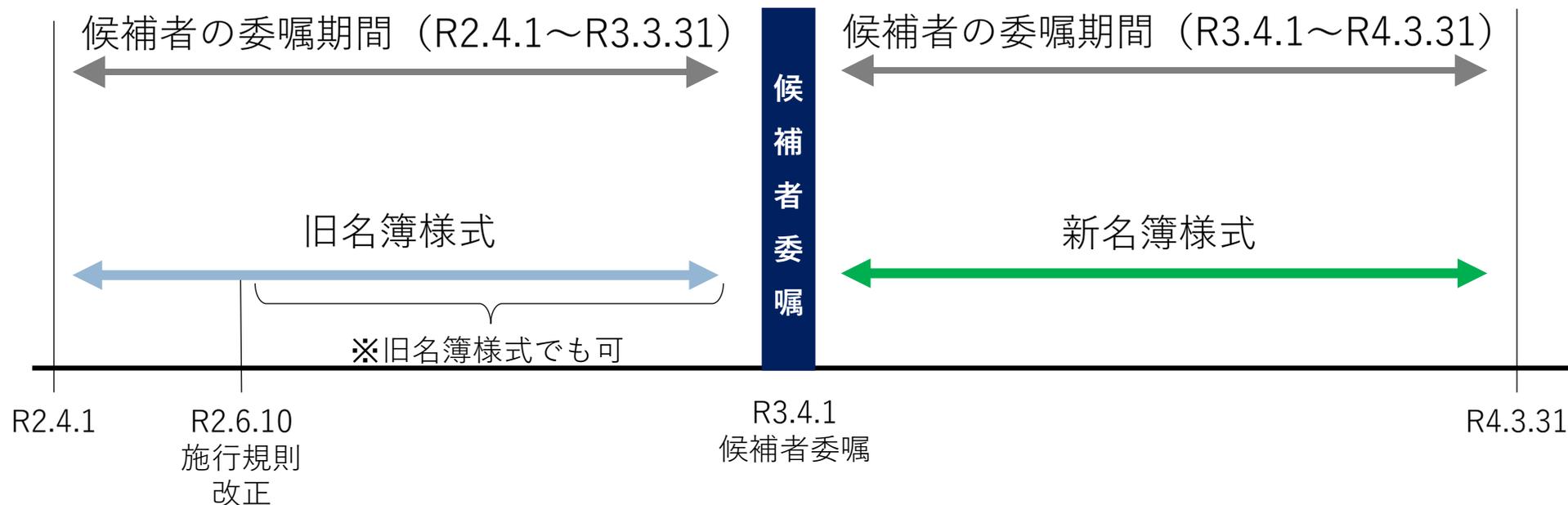


ポイント

- 条例の制定(公布)の日以降は、候補者の委嘱期間の満了の日を記載した新名簿様式とすること。

具体例 ②（条例を制定しない場合等）

- 条例を制定しない場合。令和2年4月1日に候補者を委嘱し、令和3年4月1日に新たな候補者を1年間委嘱（再委嘱を含む。）した場合
- 候補者の交代以降に条例を制定（公布）した場合も同様



ポイント

- 条例を制定しない場合、新たに候補者を委嘱（再委嘱を含む。以下同じ。）までの間は、従来の名簿様式でも可。
 - 新たに候補者を委嘱した日以降は、候補者の委嘱期間の満了の日を記載した新名簿様式とすること。
- ※ 新たに候補者を委嘱した以降に条例を制定する場合も同様。

公害審査会委員の名簿及び公害審査委員候補者名簿の様式例

公害審査会委員の名簿

役職名	氏名	経歴	弁護士資格の有無	任命の年月日	任期満了の日
会長	〇〇〇〇	弁護士	有	令和2年4月1日	令和5年3月31日
会長代理	〇〇〇〇	△△大学医学部教授	無	令和2年4月1日	令和5年3月31日
委員	〇〇〇〇	△△大学工学部教授	無	令和2年4月1日	令和5年3月31日
委員	〇〇〇〇	医師	無	令和2年4月1日	令和5年3月31日
委員	〇〇〇〇	△△大学法学部教授	有	令和2年4月1日	令和5年3月31日
委員	〇〇〇〇	(公社) △△県△△薬剤師会理事	無	令和2年4月1日	令和5年3月31日

公害審査委員候補者名簿

新たに追加が必要

役職名	氏名	経歴	弁護士資格の有無	委嘱の年月日	委嘱期間の満了の日
委員候補者	〇〇〇〇	弁護士	有	令和2年4月1日	令和3年3月31日
委員候補者	〇〇〇〇	△△大学医学部教授	無	令和2年4月1日	令和3年3月31日
委員候補者	〇〇〇〇	△△大学工学部教授	無	令和2年4月1日	令和3年3月31日
委員候補者	〇〇〇〇	医師	無	令和2年4月1日	令和3年3月31日
委員候補者	〇〇〇〇	△△大学法学教授	有	令和2年4月1日	令和3年3月31日
委員候補者	〇〇〇〇	(公社) △△県△△薬剤師会理事	無	令和2年4月1日	令和3年3月31日

留意事項（条例を制定した場合の委嘱期間）

1. 委嘱に係る期間を条例で定めた場合であっても、現に委嘱されている候補者については、条例施行後に改めて知事が委嘱を行わなければ委嘱期間は延びないこと。
2. 条例を制定した場合（施行後）、候補者の委嘱期間は、条例で定めた期間（「〇年」などの具体的な数値期間）となること。

上記2の具体例

条例により委嘱に係る期間を2年と制定（施行）し、令和3年4月1日に候補者を委嘱した後に、同年10月1日に候補者の追加（いわゆる「補充」を含む。）を行った場合、それぞれの委嘱期間は2年となり、それぞれの委嘱満了の日は異なる。

